A

記録年月日	令和 8年 8月 6日

自動車検査証記録事項

431260111929

1.基本情報

自動車登録番号又は車両番号					
車台番号	T011－0062				
登録年月日／交付年月日	令和 8年 8月 6日	初度登録年月	平成 27年 8月	有効期間の満了する日	令和 9年 10月 8日

2.所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	
所有者の住所	
使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	
使用の本拠の位置	

3.車両詳細情報

車名	タダノ [153]								
型式	UDS－T011			原動機の型式	QL9				
自動車の種別	大型特殊	用途	－	自家用・事業用の別	自家用				
車体の形状	ホイール・クレーン [072]			乗車定員	1人	最大積載量	－kg		
車両重量	35640kg	車両総重量	35695kg	長さ	1260cm	幅	278cm	高さ	374cm
前前軸重	10820kg	前後軸重	11070kg	後前軸重	－kg	後後軸重	13750kg	総排気量又は定格出力	8.84kW L
燃料の種類	軽油			型式指定番号		類別区分番号			

4.備考

［千葉］，移転登録，管轄変更入
自動車重量税　非課税
令和７年度エネルギー消費効率（ＪＨ２５モード燃費値）算定未了
［受検種別］指定整備車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］指定整備工場
［整備工場コード］２３－００３７２
＊保安基準緩和＊［認定年月日］平成２６年１０月２３日［四国運輸局］４２９［緩和事項］［００１］長さ，［００２］幅，［００４］車両総重量，［００５］軸重，［００６］輪荷重，［００９］接地圧，［０５６］隣接軸重，［０９８］一括緩和［制限事項］［００１］自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。，［００２］自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。，［００４］自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。，［００５］自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。，［００６］自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。，［００８］自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。，［０７１］自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの附近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。，［０９１］運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。，［０９５］自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。
以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ＩＤ	T9471GX9006371

第 64121 号　移動式クレーン検査証

製造検査又は使用検査申請者名及び住所	株式会社タダノ 高松市新田町甲34番地
設置地	
事業の名称	
種類及び型式	ジブが伸縮するホイールクレーン　GR-500N-2
つり上げ荷重	50.00 t
製造検査又は使用検査の刻印番号	香64121

有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
平成27年 7月 28日から 平成29年 7月 27日まで		令和3年 9月 7日から 令和5年 9月 6日まで	
27年 7月 28日から 29年 9月 6日まで		5年 9月 7日から 7年 9月 6日まで	
29年 9月 7日から 31年 9月 6日まで		7年 9月 7日から 9年 9月 6日まで	
令和1年 9月 7日から 令和3年 9月 6日まで		年 月 日から 年 月 日まで	

平成27年 7月 28日

香川労働局長

日付	記事欄	検査者印
平成27年 7月 28日	製造検査施行・クレーン等安全規則第59条の規定に基づき検査証を交付する。	
27年 9月 7日	移動式クレーン設置報告書受理 クレーン則第60条第2項により有効期間を延長する	
29年 8月30日	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会性能検査実施 合格(特記すべき異常を認めない。)（岩手事務所）	
令和元年 8月 4日	性能検査実施 シマブンクレーン検査㈱関東事務所 異常を認めない	
令和3年 8月21日	性能検査実施 シマブンクレーン検査㈱関東事務所 異常を認めない	
5年 8月18日	性能検査実施 シマブンクレーン検査㈱関東事務所 異常を認めない	
7年 8月27日	性能検査実施 シマブンクレーン検査㈱東日本事務所 異常を認めない	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		